（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第五条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項中「第二十一条の二（同法」を「第十九条の十二（同法第二十一条の二」に改める。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第六条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第十五条第一号中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に改める。

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第七条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十条第二項」を「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項」に改める。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第八条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一条ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第三号中「第十八条の四」を「第七条の四、第七条の六、第七条の七、第十八条の四」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十条第二項第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第十一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号、第十二条第四号及び第十七条第四号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

第六十五条の九の二第一項第四号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に、「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正）

第十五条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「第六条の二第九号」を「第六条の二の二第九号」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十六条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十七条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第十八条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号中「第六条の二第七項」を「第六条の二の二第七項」に改める。

第九条並びに第十五条第二項第七号及び第三項第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十七条第五項中「第五十七条の三の三第三項」を「第五十七条の三の三第四項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二十条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第五十一号及び第五十三号並びに第七百十二条第十五号及び第十七号中「第二十一条の四第二項及び第三項」を「第二十一条の三第二項及び第三項」に改める。